

学校危機管理マニュアル

目 次

- ① 事件事故発生時の対応マニュアル
- ② 不審者への緊急対応
学校の危機管理マニュアル（不審者侵入時の対応マニュアル）
- ③ 災害（火災等）発生時の対応マニュアル
- ④ 食中毒発生時における対応マニュアル
- ⑤ インフルエンザ発生時の対応マニュアル
- ⑥ 災害時（地震）（豪雨）発生時の対応マニュアル
- ⑦ 事件・事故災害発生時の連絡先（病院・関係機関等）一覧
- ⑧ 事件・事故災害発生時における危機管理の目的・心構え
- ⑨ 事件・事故災害発生時の職員役割一覧表
- ⑩ 災害発生時の避難経路
- ⑪ 安全マップ（幸袋地区・目尾地区）
- ⑫ いじめ重大事案の危機管理マニュアル
- ⑬ いじめ防止基本方針
- ⑭ 学校施設・設備についての点検
- 資料 1
- 資料 2 「救急車の呼び方」
- 資料 3 「救命措置」
- 資料 4 「熱中症対応フロー」

1 2つの危機管理

- 事前の危機管理（リスク・マネジメント）
事件事故の発生を未然に防ぐための危機管理
- 事後の危機管理（クライシス・マネジメント）
事件事故が発生した場合、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑え
るとともに、再発を防ぐための危機管理

2 安全工学におけるハインリッヒの法則

- 1つの事件が発生した場合、その背景には事件にまで至らなかった300の要因（異常）がある。

3 教職員による4大不祥事

- 飲酒運転 ○ 体罰 ○ セクシャルハラスメント ○ 個人情報の漏洩
- ※ 学校、教職員に対する信頼を根底から覆す行為

飯塚市立幸袋中学校

①事件事故等発生時の対応マニュアル

事件事故発生

初 期 対 応	即時即場の対応 ① 生徒の安全を確保する。 ② 応援を要請する。 ③ 二次被害を防止する。
	① 生徒の安全を確保する。 ○ 救命措置が必要な場合 → 資料「救命措置」 ○ 救急車が必要な場合 → 資料「救急車の呼び方」 ○ 避難が必要な場合 → ⑩「災害発生時の避難経路」 ② 応援を要請する。 ○ 「大きな声を出す。」「生徒に呼びに行かせる。」等により、隣のクラスや職員室にいる職員の応援を要請する。 ③ 二次被害を防止する。
	管理職への報告 ① 管理職への事件事故発生及び初期対応について報告する。
	緊急対策本部の設置 ① 緊急対策本部を設置し、校長の指揮のもと、必要な緊急対応を行う。 ○ 緊急対策本部 → ⑨「緊急時の職員役割一覧表」

情 報 の 把 握	情報の収集・整理 ① 情報を収集する。 ② 情報の確認を行う。 ③ 情報を整理する。
	① 情報収集する ○ 職員、生徒等から情報を収集する。情報収集の担当（誰が誰に対して聞き取りを行うか。）は緊急対策本部が指示を出す。 ○ 関係生徒から事情を聞く場合は「個別に聞き取る」「共感的理解を基本に聞き取る」等により、警戒心や不安を与えないように配慮する。 ② 情報の確認を行う。 ○ 収集した情報をもとに「当該職員、生徒等への再確認」を行う。 ○ 該当生徒の情報（説明）が互いに異なる場合は、そのことを一つの事実として確認する。 ○ 情報提供者の保護の観点に立つて行う。 ③ 情報を整理する。 ○ 確認した情報を記録としてまとめる。

まとめ方の例 令和〇年〇月〇日

〇〇について

- 1 発生日時
- 2 場所
- 3 該当生徒
- 4 状況（時系列で簡潔にまとめる）
- 5 今後の対応

組 織 的 対 応	事実に基づいた組織的な対応 ① 整理した情報に基づき今後の対応について検討する。 ② 関係機関と連携を図る等して、より効果的な組織展開を実施する。 ③ 再発の防止等に向け、新たな取り組みを実施する。（交通安全指導は 4 月に実施する）
-----------------------	---

② 不審者への緊急対応

関係者以外の学校への立ち入り

↓ 複数の職員で対応する

不審者かどうか確認

(不審者を見分けるポイント)

※正当な理由なし

正当な理由あり

・受付を通っているか

↓

・保護者なら子どもの学年・組・氏名が答えられるか

るか

↓

受付へ案内

・職員に用事がある場合氏名教科が答えられるか

・不自然な場所に立ち入っていないか

退去を求める

……退去したか確認

・不審なものを持っていないか など

※退去しない

※再び侵入した → 退去を求める……退去確認

(退去を求める際の留意点)

↓

↓

・できるだけ複数の男性教員で行う

・1.5メートル以上離れ、丁寧に行う

危害を加える恐れはないか

・…ない

・退去後、警察、近隣の学校、市教委へ情報提供する

↓

↓

再び退去を求める

※ある

※退去しない (次のような場合は不審者として警察へ通報する)

・退去を無視し、無理に入ろうとする

・暴力的な言動をする

↓

↓

隔離 ・ 通報する

- ・教職員へ緊急連絡 （職員室への連絡・応援要請、 各教室への連絡

※ 校内放送は使用しない

- ・暴力行為抑止と退去の説得

- ・110番通報 （その場の状況を判断し行う）

- ・別室に案内し隔離 （カウンセリング室を使用する）

- ・教育委員会へ緊急連絡・支援要請

（管理職がいない場合は主幹教諭又は教務主任で）

※隔離できない



子どもの安全を守る

- ・防御（暴力の抑止と被害拡大の防止）（さす又は職員室の電話ボックス内）

- ・移動阻止

- ・全校への周知と子どもの掌握（学級担任もしくは教科担任は教室につき、
避難できる体制を取り子どもの安全を守る）

- ・避難誘導 （不審者の動きを見て誘導する）

- ・警察による不審者の確保



生徒・職員を全員集合させ確認する

↓



・応急手当

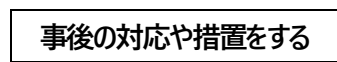
※いない

・119番通報

・被害者の心のケア着手

↓

↓



・情報の整理と提供 (生徒指導主事)

・保護者等への説明 (管理職)

・心のケア (養護教諭・SC)

・教育再開準備 (運営委員会)

・再発防止対策実施 (生徒指導委員会)

・報告書の作成 (管理職)

③ 災害（火災等）発生時の対応マニュアル

係	担 当	活 動 内 容	備 考
本 部	校長	- 生徒の避難状況を把握し、必要な指揮を行う。 - 消防本部の設置	
通 報	教頭	- 非常ベルで、校内に災害の発生を知らせる。 - 消防署等への連絡 - 本部及び他の係との連絡にあたる	
放 送	教頭・教務 (職員室の先生)	災害発生場所を明確に校内に知らせ、避難場所を指示する。	
避難誘導	学級担任	- 学級担任は、定められた避難経路により、誘導する。 <生徒への指導事項> - 放送をよく聞く。 - おしゃべりをしないで機敏に行動する。(外に出たら小走り) - おはし…おさないはしらないしゃべらない - 窓を閉める。(かぎは、閉めない。) - 姿勢を低くしてハンカチなどで口や鼻をおおう。 - 人をおさない。 - 上履きのまま、何も持たずに移動する。 - 本部に人員及び異常の有無を知らせる。 <担任の報告の仕方> ○年○組 在籍□名 欠席△名 ○名 異常ありません。	出席簿
救 護	養護教諭	- 保健室の患者を避難させる。 - けが人の手当てをする。 - 臨時救護所の設定。	
搬 出	事務職員	指導要録、その他重要品の搬出。	
初期消火	専科職員	消火器、消火栓で初期消火をする。	消火器
確 認	本館 教務 1階・教務 2階…7年職員 3階…8・9年職員	- トイレの確認 - 逃げ遅れた児童を、安全に避難させる。	学級内は、担任が確認する。

○ 放送内容 (確認中)

只今、非常ベルがなりました。(3) 階の火災受信機が反応しています。

今、火災場所を確認していますので、教室で静かに待ちましょう。

○ 放送内容（確認後）

只今、(3) 階の (家庭科室) より出火。

避難場所は運動場の鉄棒前。絶対に人を押さないで避難を始めて下さい。避難開始。

○ 避難隊形 (運動場)

本部 救護

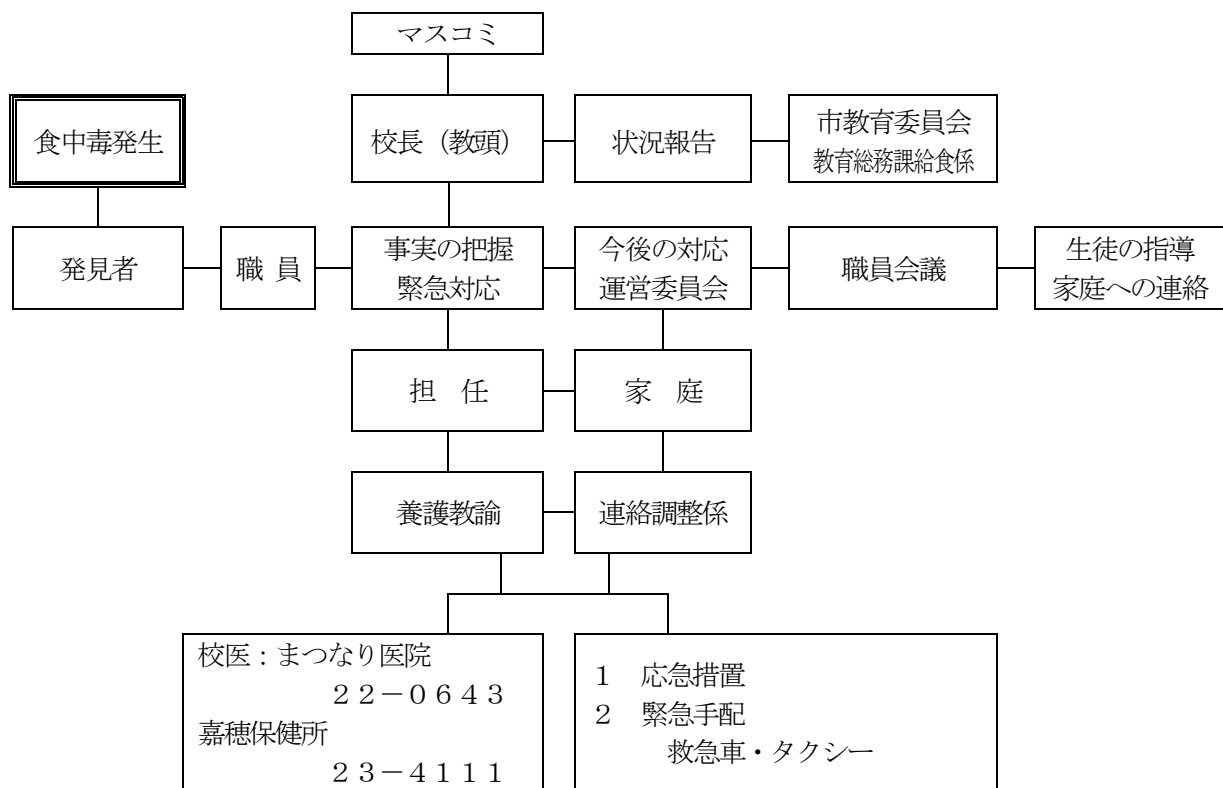
西側

東側

[illegible]

男女各 1 列

④食中毒発生時における対応マニュアル



- 1 発見者は、本人症状が軽ければ保健室に連れて行く。
重傷の場合は、動かさずに養護教諭に連絡する。その後直ちに校長・教頭に連絡する。
- 2 養護教諭は、応急措置を行い、かかりつけに病院を調べ、電話で受入の確認をし、タクシーの手配をする。担任は家庭に連絡し、病院名及び保険証の持参について伝える。
- 3 養護教諭は病院へ移送する。
- 4 養護教諭不在の場合は、担任もしくは教頭が行う。
- 5 必要に応じて、救急車の要請を行う。
- 6 校長は事実を確認し、適切な処置をとり、市教育委員会に状況報告を行い、指導を仰ぐ。
- 7 校医、保健所の指導のもと、運営委員会で今後の対応策を考え、校長の指導を受け職員間の共通理解のもとに生徒の指導を行う。
- 8 新聞社等マスコミの対応は校長（教頭）が行う。（窓口一本化）

⑤ インフルエンザ発生時のマニュアル

(1) 役割分担

○総括	校長 教頭	・対策全般に関すること ・各係との連絡調整 ・連絡窓口	・外部との窓口 ・関係機関との連携
○学校運営	校長 教頭	・臨時休業、休業解除等に関すること ・職員の勤務態勢に関すること（職員の罹患者発生の場合）	・行事の調整
(学習支援) (生活支援)	教務主任	・臨時休業中の生徒の学習に関すること ・臨時休業中の生徒の安全と生徒指導に関すること	
○施設管理	教頭	・学校の施設に関すること	
○学校保健	養護教諭 保健主事	・感染予防の学校保健に関すること ・生徒、教職員の健康観察に関すること ・生徒及び保護者への情報提供 ・情報収集、情報管理、関係機関（主に学校医）との連携	
○PTA連絡	教頭 PTA担当	・保護者やPTAとの連携	

(2) 情報収集及びインフルエンザ予防

- ① 生徒の健康状態の把握（朝家庭での検温による健康状態把握・学級での朝の健康観察）
- ② 学校・家庭での「うがい・手洗い」励行：「ほけんだより」
- ③ 教室の保温・換気・採光の徹底
- ③ 罹患懸念者について保護者に診察の要請
- ④ マスク着用の奨励。
 - ・ 毎日の朝の健康観察による罹患者等の把握 担任→養護教諭→管理職
 - ・ 市内各校の状況把握

(3) 校内で新型インフルエンザが発生した場合の措置方法

- ※高熱・咳等の症状が確認された場合
- ① 感染が疑われる者→体温及び状態の確認→マスク着用、個室で待機
 - ② 家庭に連絡→接触者の確認
 - ③ 帰宅を指示
- ※ 罹患者複数の場合→学校医へ相談→学級閉鎖・学校閉鎖の検討→市教委へ連絡

(4) 連絡体制の確立（児童・保護者、職員間、関係機関等）

- 学校医（まつなり医院：22-0643）
- 市教育委員会（インフルエンザによる欠席者数報告・新型インフルエンザ措置報告：別紙1）
- 嘉穂保健福祉環境事務所（インフルエンザ様疾患発生報告：様式14）
- 保護者への連絡方法（複数の連絡先の確保）
- 臨時休業中の連絡体制（職員連絡網・学級連絡網）

(5) 臨時休業時の対応

- ・ 生徒との連絡（1日1回は必ず連絡を取れる体制）
- ・ 生徒の自宅学習について（プリントの作成・配布）
- ・ 生徒の生徒指導について

(6) 備蓄物品の確認

マスク・ゴム手袋・水枕・氷枕・漂白剤・消毒用アルコール

⑥ 災害時（地震）（豪雨）発生時の対応マニュアル

○ 地震 ○

1 地震発生時の児童生徒の安全確保・避難方法

【基本的対応】

地震発生	
生徒の安全確保	○ 的確な指示（頭部の保護、机の下への避難、机の脚を両手でしっかり押さえる、その場を動かないなど。配慮要生徒への対応） ○ 火災など二次災害の防止 ○ 負傷者の確認
校庭避難の決定と指示	○ 避難経路の安全確認。 ○ 全校避難指示 ○ 人員確認
校庭避難	○ 的確な指示（頭部の保護、慌てない、押さない、しゃべらない等） ○ 教職員の連携（誘導、負傷者搬送等） ◎ 出席簿、生徒名簿、ラジオ、救急薬品等、携帯電話、筆記用具、ハンドマイク、引き渡しカード、マニュアル、旗
避難後の安全確保	○ 人員の確認と安否確認 ○ 負傷者の確認と応急処置、関係機関への連絡 ○ 生徒等へ不安への対処
災害対策本部の設置	○ 教職員各自の役割確認と校長の指示

【授業中】

場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	○ 教師による安全確保の的確な指示（頭部の保護、窓や壁際から離れさせる） ○ 火気使用中であれば消火する。 ○ 生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認 ○ 余震や二次災害に備え、生徒等を落ち着かせる。	○ 机の下に潜らせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示
特別教室		○ 実験中であれば、危険回避の指示（ガス、薬品、熱）
体育館		○ 中央に集合させ、体を低くするように指示（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添う方が良い場合もある。）
校庭		○ 建物から離れ、中央に集合させ、体を低くするように指示
プール		○ 速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむように指示 ○ 揺れが収まれば、素早くプールから出るように指示 ○ 避難準備（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）

【校外活動中】

地震発生	
安全確保	○ 正確な状況把握と的確な指示（下見時の見学施設の把握、避難経路・避難場所の確認、施設管理者等との打合せ） ○ 電車、バス等に乗車中は、係員の指示に従う。 ○ 生徒等の不安に対する対処（グループ行動時の対応の約束を徹底しておく。班ごとに携帯電話等を確認する。）
近くの避難所へ避難	○ 避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確な対応を行う。 ○ 施設管理者等の指示に従う。（グループ行動時の約束に従う）
避難後の安全確保	○ 人員確認、負傷者の応急手当 ○ 生徒等の不安に対する対処 ○ 海岸での津波、山中でのがけ崩れ、落石に注意 ○ 地元公的機関への救護要請
学校への連絡	○ 学校への連絡、状況報告を行い、指示を受け対応（普通の場合は、教育委員会や公的機関）
避難後の対応決定	○ 学校から教育委員会への連絡 ○ 学校から保護者への連絡 ○ 教育委員会から指示、地元公的機関への救護要請

【登下校中】

地震発生	生徒等の行動	教職員の対応
安全確保	○ 頭部を保護し、身を低くする。 ○ 車道に出ない。 ○ 建物、ブロック塀、窓ガラスから離れる。	○ 校内残留生徒等の安否確認 ○ 通学路上、避難場所の生徒等の安否確認（生徒等引き取り確認カードの持参）
近くの避難場所へ移動	○ 揺れが収まったら、状況に応じて公園、学校等の避難場所、あるいは自宅に避難する。 ○ 自宅や学校に避難することが困難な場合、教職員や保護者、地域の人があるまで、そのまま待機する。	○ 保護者、地域と連携し、生徒等の所在確認
自宅 学校		○ 家庭への確実な引渡し ○ 家族不在時は学校で保護
※ 状況に応じた対応（生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるように事前の協議が必要である。		

2 児童生徒・職員の安全・安否の確認方法

- （1）生徒の安否確認は担任（学年）が学級単位で行う。
- （2）職員の安否確認は教頭（教務主任）が行う。
- （3）災害想定避難勧告、災害時での避難時には最寄の避難所・一時立寄所においても安否確認する。
 - ① 不在者にたいしては、家族へ連絡して安否確認をする。
 - ② 不在者に連絡がつかない場合は家族が171災害伝言ダイヤルで連絡する。

3 大規模地震の場合の家庭・地域との連携・連絡方法

保護者・地域	電話による連絡体制の整備	住所録等の保管
	電話不通時の連絡体制の整備	各地区委員さんとの連絡方法の確保 防災無線による連絡 自治会長さんへの依頼
関係機関	飯塚警察署	21-0110
	幸袋交番	22-1465
	飯塚消防署	22-7602
	幸袋地区消防団	
	幸袋交流センター	22-1189
	市役所総務課防災安全係	22-5500
	教育委員会学校教育課	22-5500（1620）

4 施設・設備の点検

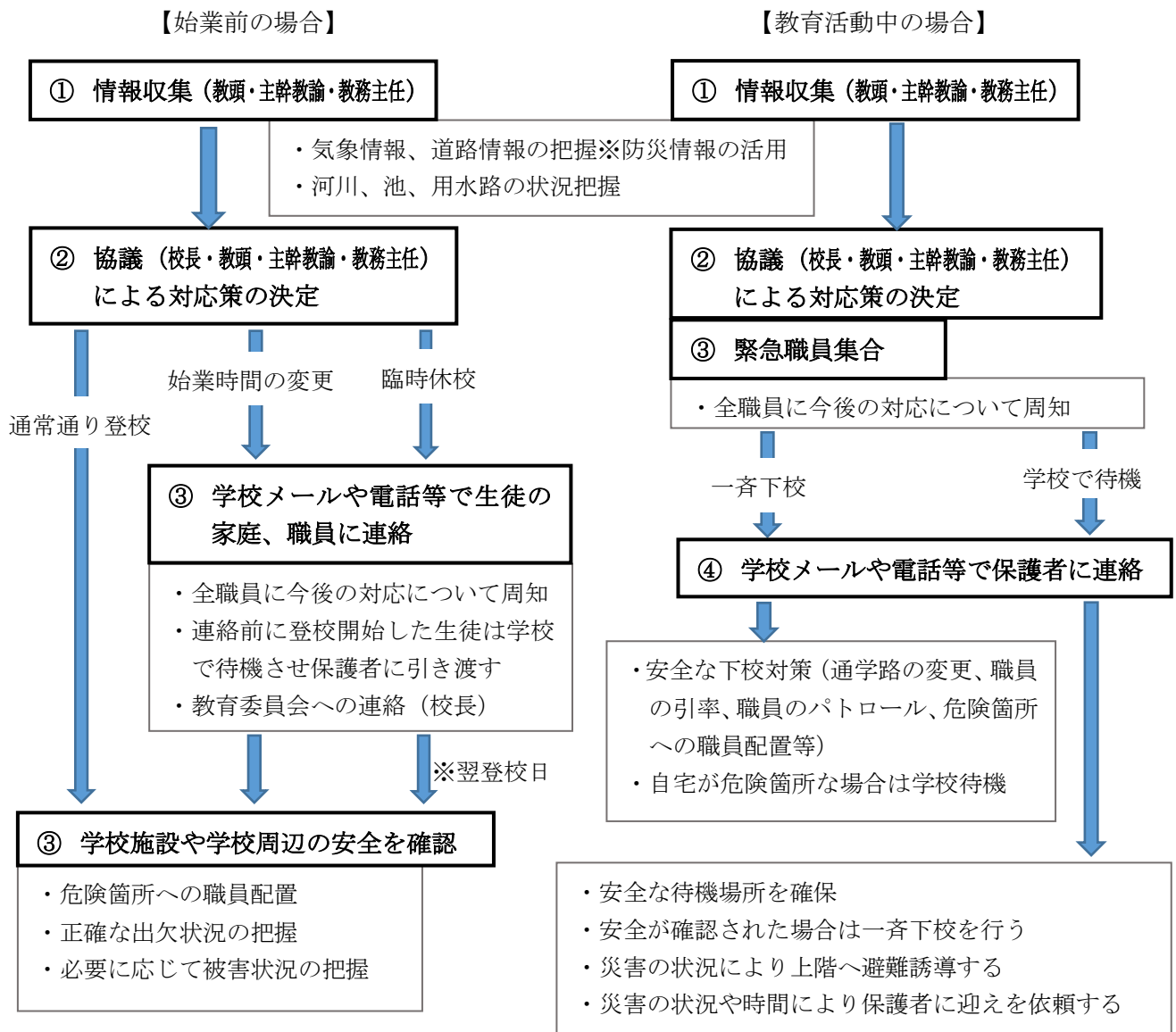
○ 目視点検を基本とした校舎等の被災状況確認（校舎配置図による確認）	○ 校舎等被害に対する応急措置
○ 電気、水道、電話の被災状況確認	○ 校舎等の安全点検、危険度判定調査
○ 地域（通学路等）の被害状況確認	○ ライフライン、仮設トイレの確保
	○ 通学路の安全確保

○ 豪雨 ○

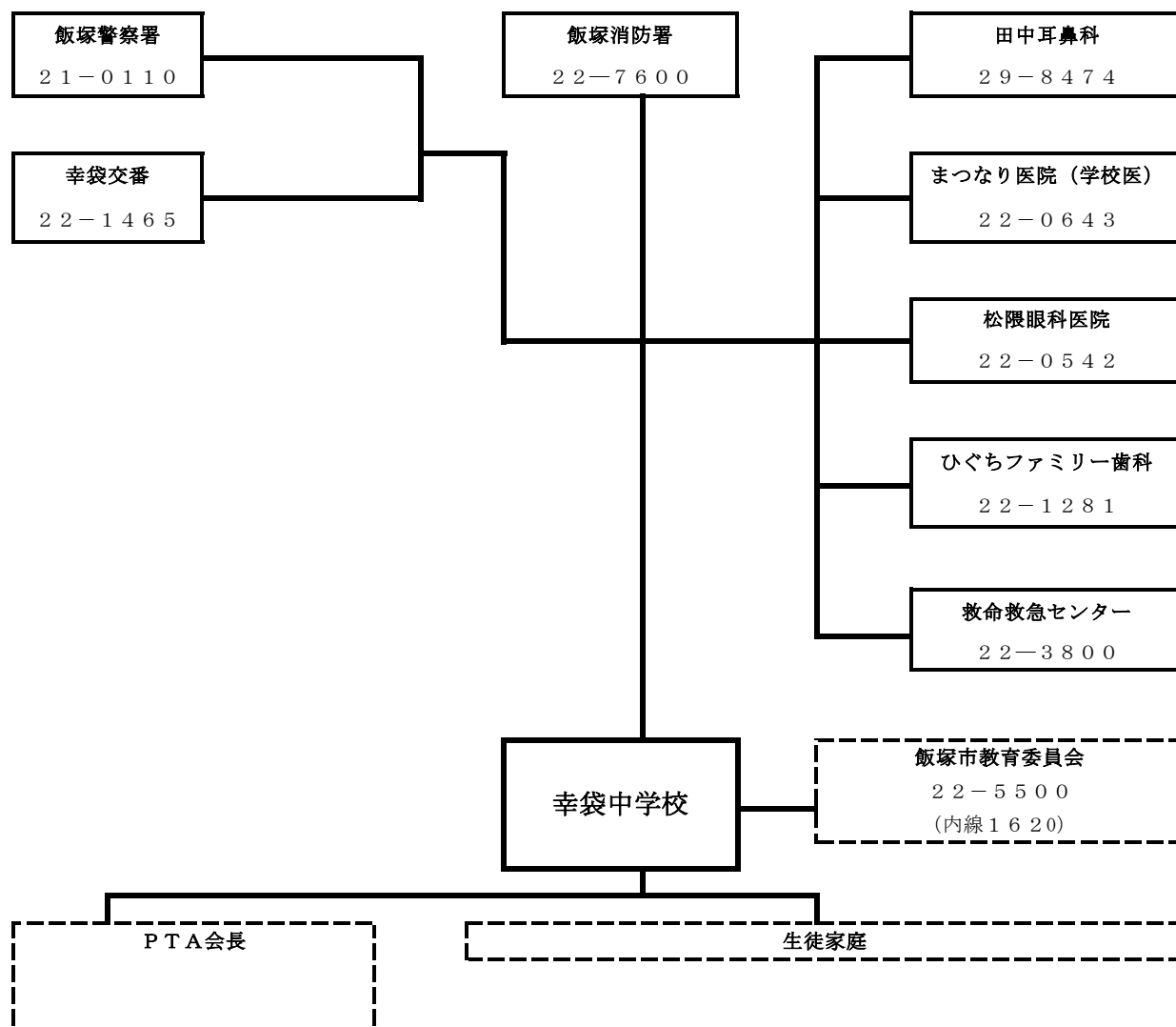
1 基本的対応

日常の対策	○学校周辺、通学路の危険箇所の把握 ○定期的な防災教育（避難場所の把握）
前日の対策	○情報収集、状況把握（教頭・主幹教諭又は教務主任） ○情報共有→対応策の決定→生徒・保護者への連絡 ○連絡方法（すぐメールにて配信）
災害時の生徒の安全	○室内待機、垂直避難が基本（できるだけ高い場所への移動） ○外出中は、「低い場所に向かわない」が基本 ○移動の場合は経路の安全確認と人員確認（出席簿、生徒名簿、ラジオ、救急セット、携帯電話、筆記用具、ハンドマイク、マニュアル、旗を持参）
災害後の対応	○人員確認（安否確認） ○被害状況の確認と生徒の心のケア
【防災情報】	・飯塚市災害時情報提供 ・飯塚市河川監視カメラライブ映像 ・気象庁ウェブページ ・ハザードマップポータルサイト（国土交通省）

2 対応の実際



⑦ 事件・事故災害発生時の連絡先(病院・関係機関等)一覧



⑧ 事件・事故災害発生時における危機管理の目的・心構え

1 危機管理の目的

- (1) 生徒及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること。
- (2) 迅速な対応で被害を最小限に抑え、学校を安定した状態に保つこと。
- (3) 教職員と生徒及び保護者との信頼関係を保つこと。

2 危機への対応

(1) 事前の対応

- ① 危機管理マニュアルの作成、及び全職員による共通理解の徹底
- ② 安全教育の推進
- ③ 危機発生を想定した訓練・研修の実施
- ④ 職員の危機管理意識の高揚
- ⑤ 危機管理に関する文書の整理
- ⑥ 危機管理マニュアルの見直し
- ⑦ 施設・設備の点検

(2) 発生時の対応

- ① 迅速かつ慎重な初期対応（指揮系統・初動体制の確立と実働）

指 揮 系 統	管理職を中心とする指揮系統を確立する。
初 動 体 制	生徒、職員の安全確保、情報の収集、事態の見極め 応急対応（二次災害や危機の拡大を制御するための対策を講じる）

- ② 推移予測、対策の検討・実施

推 移 予 測	今後の事態の進展を予測し、緊急に対応すべきものを選び出す。
対策の検討	推移予測に基づき具体的な対策を検討する。

- ③ 関係機関への連絡

関 係 機 関	教育委員会、医療機関、警察等
---------	----------------

(3) 事後の対応

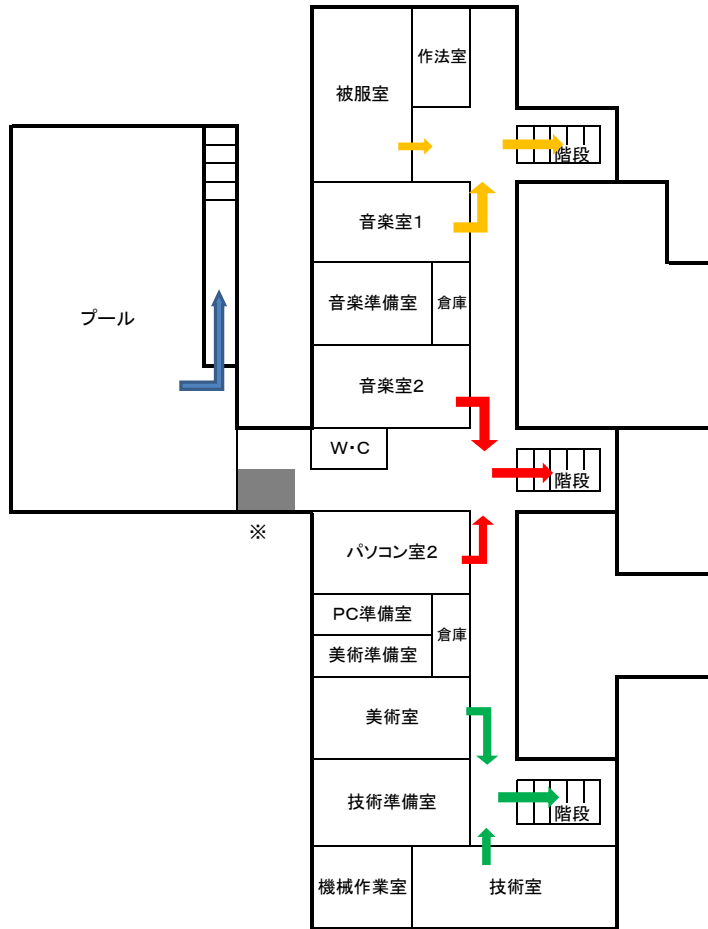
- ① 再発防止の取組実施
- ② 危機への対応に関する評価

⑨ 事件・事故災害発生時の職員役割一覧表

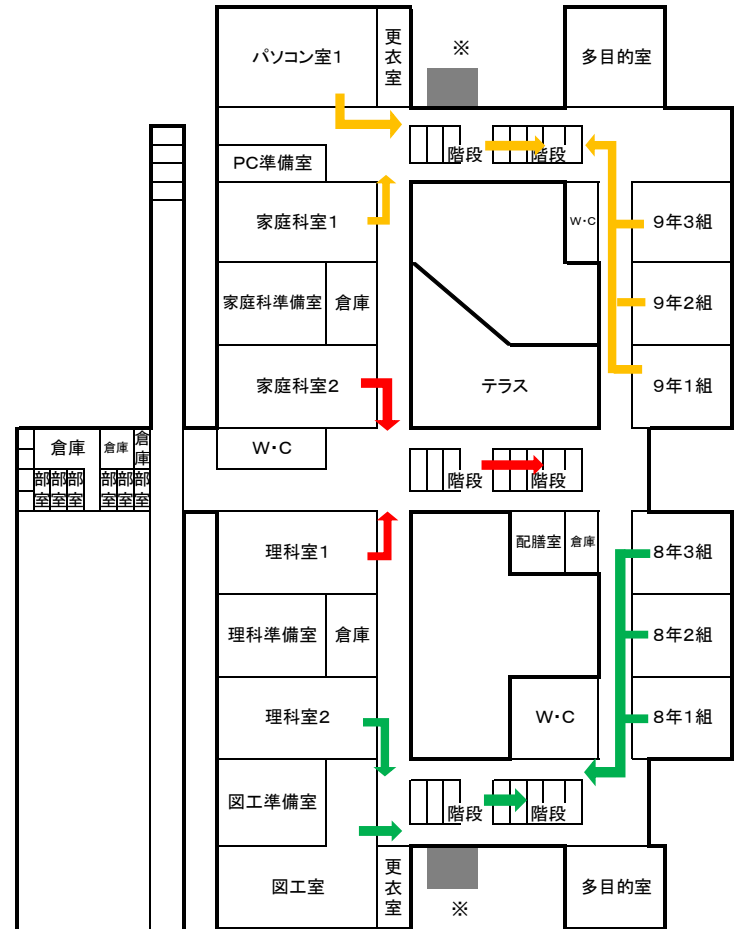
本 部	場所：校長室 本部職員：校長・教頭・教務主任・学年主任・養護教諭 等
校 長	・ 各関係機関への報告（市教委・校長会・PTA会長） ・ 全職員への説明と指示（事実関係の説明、対策本部の設置、職員役割分担） ・ 生徒・保護者との対応（事故生徒・保護者への説明・補償等、保護者説明会） ・ 外部機関との対応（警察、裁判所、マスコミ、議会等）
教 頭	・ 事故の報告を受け、担当職員に連絡・指示 ・ 校長への報告及び校長からの指示事項を職員に連絡指示 ・ 外部窓口及び対応 ・ 事故処理の総括 ・ 児童集会及び保護者説明会用説明資料作成 ・ マスコミ取材用文書の作成及び取材後のまとめ、整理 ・ 市教委への報告書作成
教 務 主 任	・ 教頭の補佐 ・ 情報の収集 ・ 校長に指示を受け外部との対応 ・ 保護者説明会及びマスコミ取材の計画と諸準備
学 年 主 任	・ 被害生徒への付き添い等の緊急対応 ・ 保護者への連絡と対応 ・ 該当学年の生徒への指導 ・ 教頭への状況報告
養 護 教 諭	・ 応急処置 ・ 病院との連絡、経過記録 ・ 患者への付き添い及び教養への容態報告 ・ 災害共済手続き
生 徒 指 導 委 員 会	・ 事実確認及び事故原因の調査 ・ 事故関係者及び全校生徒の指導 ・ 再発防止対策及び再発防止指導 ・ 心のケア指導

⑩ 飯塚市立小中一貫校 幸袋校 避難経路図(R7)

【4階】

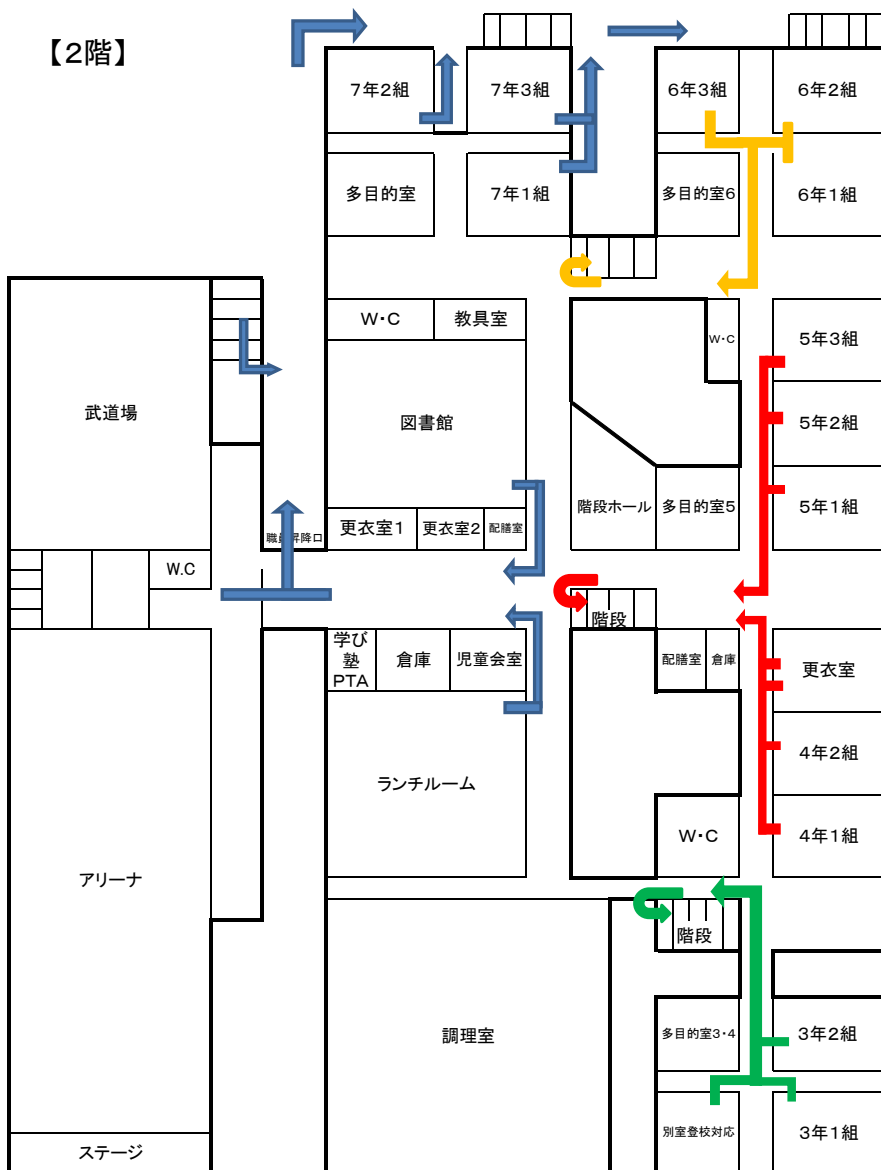


【3階】

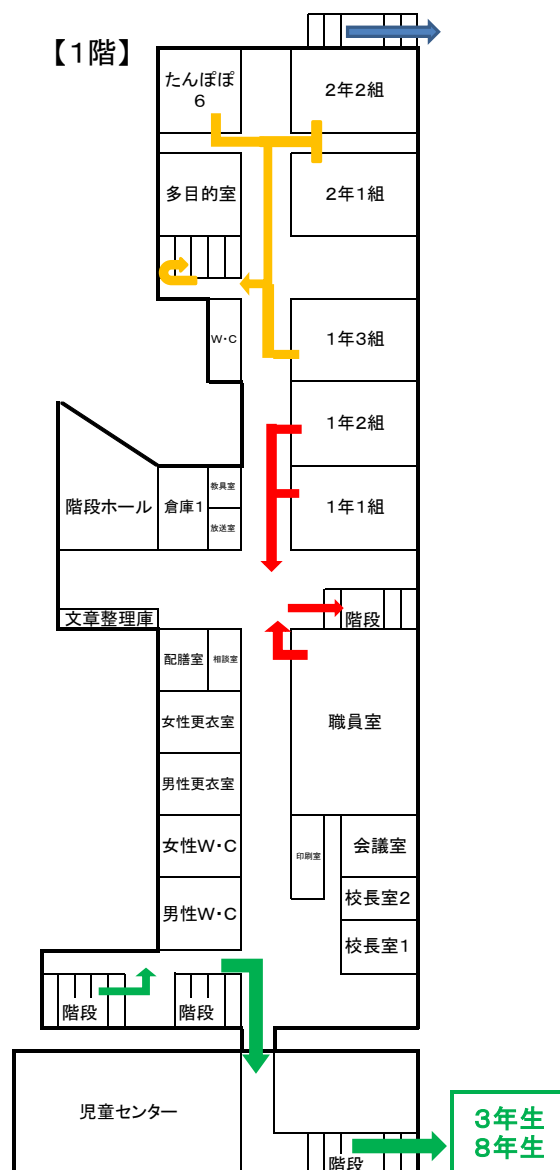


※ ...避難器具設置場所

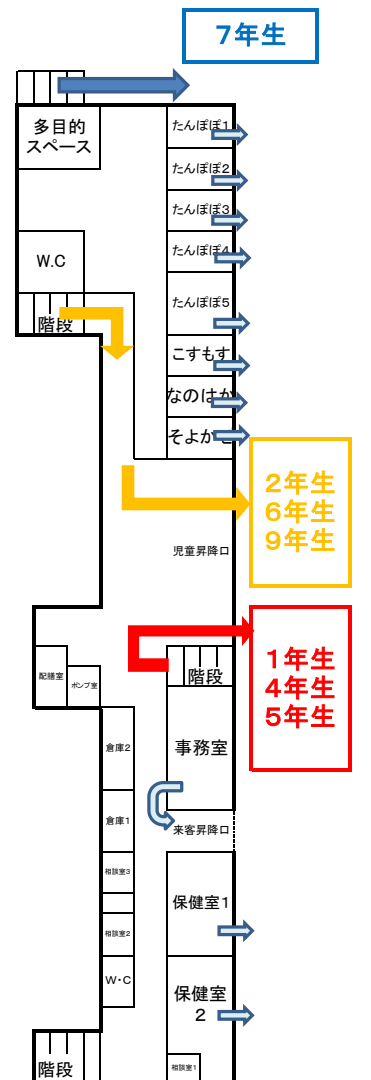
【2階】



【1階】



【B1階】



7年生

2年生
6年生
9年生

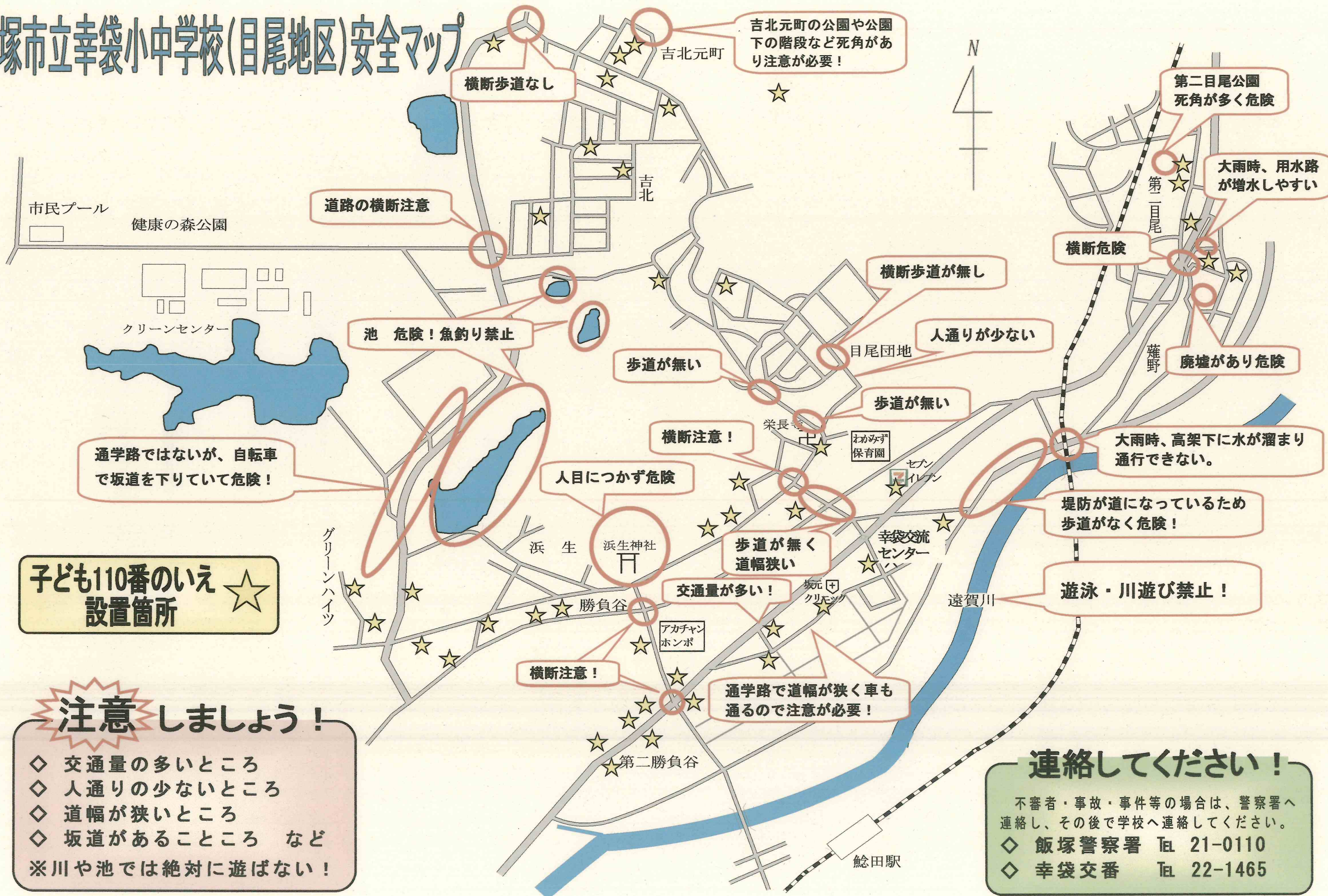
1年生
4年生
5年生

3年生
8年生

飯塚市立幸袋小中学校（幸袋地区） 安全マップ



飯塚市立幸袋小中学校(目尾地区)安全マップ



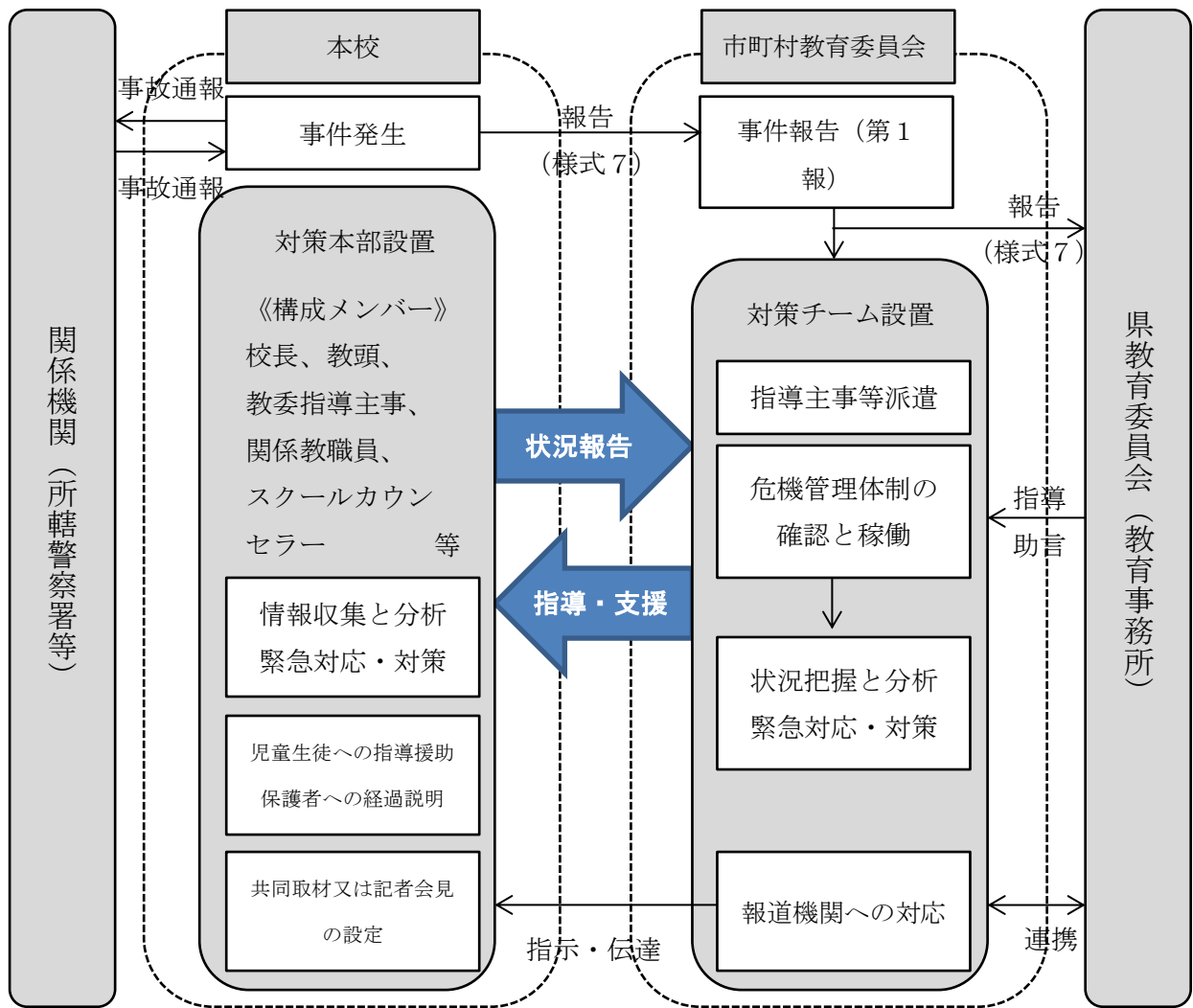
- 注意！**
- ◇ 交通量の多いところ
 - ◇ 人通りの少ないところ
 - ◇ 道幅が狭いところ
 - ◇ 坂道があるところ など
- ※川や池では絶対に遊ばない！

連絡してください！

不審者・事故・事件等の場合は、警察署へ連絡し、その後で学校へ連絡してください。

- ◇ 飯塚警察署 Tel 21-0110
- ◇ 幸袋交番 Tel 22-1465

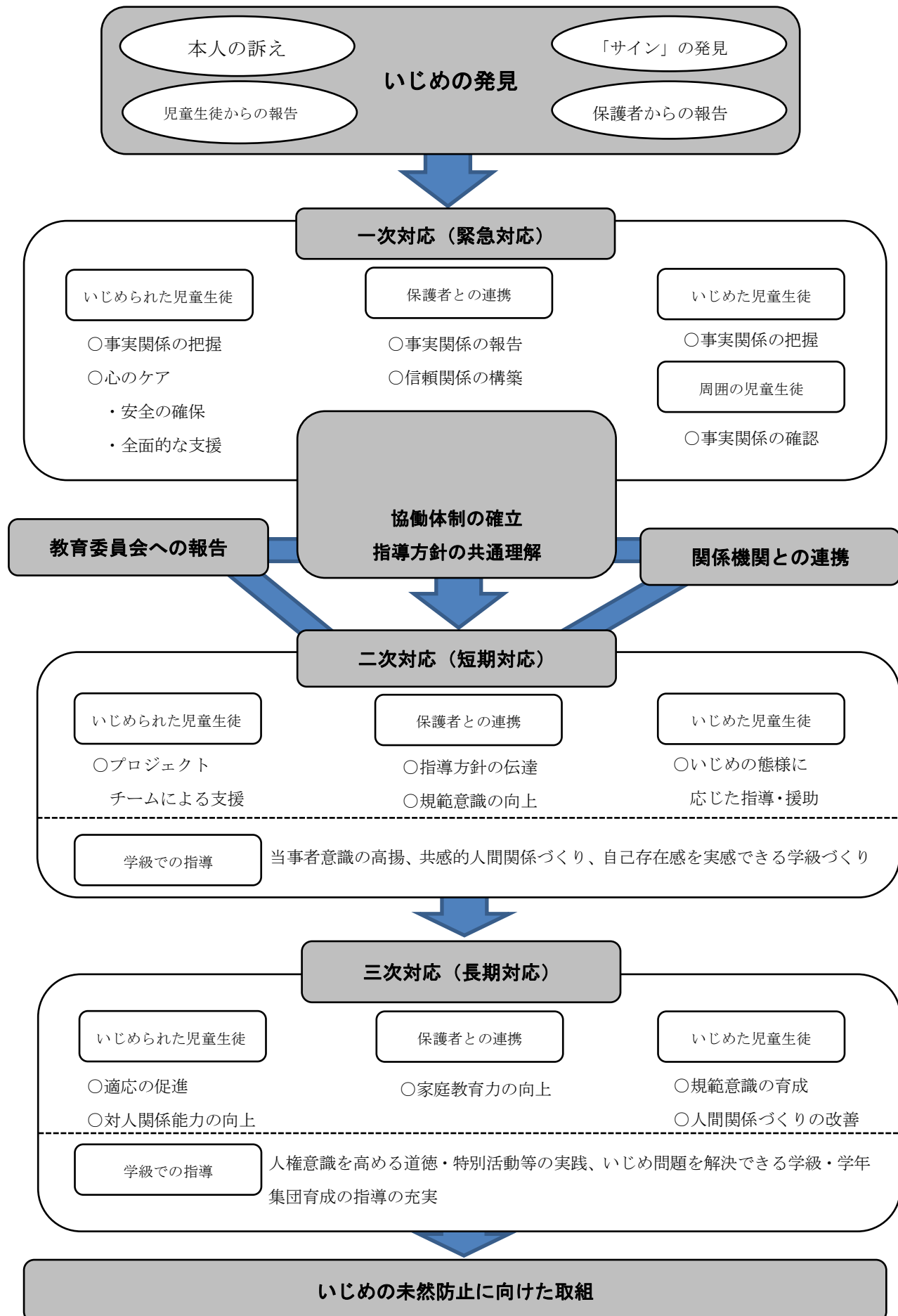
⑫ いじめ重大事案の危機管理マニュアル



重大事案の場合は、事件・事故発生後、速やかに市町村委員会に電話等で連絡する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」（月例報告）の様式7で連絡する。

いじめ対応手順〔校内指導体制〕

・対応の手順



⑬ 令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立幸袋中学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の目的

「学校いじめ防止基本方針」は、学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにし、もってすべての生徒が安心して本校の教育活動に参加し、生徒一人ひとりの能力を伸ばす土台を確立することを目的とする。

2 「学校いじめ防止方針」の内容

（1）本校のいじめの問題に対する考え方

- いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（いじめ対策推進法第2条）。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
また、いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う必要がある。
- いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、人間として卑怯な行為である。さらに、いじめはどの子どもにも、どの学校でもおこりうるものである。
- 未然防止・早期発見・早期対応が大事である。いじめの風土をつくらせない。いじめが構造化しないようにする。家庭・地域との連携を大切にし、いじめの未然防止・早期発見・早期解決のために教職員が組織的に対応する。

（2）組織の設置

ア 構成員

組織の名称		いじめ問題対策委員会		
組織 の 構 成 員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		教頭	—	—
		主幹教諭・教務主任	生徒指導・支援部	生徒指導・不登校対策
		生徒指導主事	生徒指導・支援部	生徒指導・不登校対策
		補導	生徒指導・支援部	生徒指導・不登校対策
		生徒指導担当者	生徒指導部	生徒指導・不登校対策
		人権教育担当者	生徒支援部	人権教育
		養護教諭	生徒支援部	保健・安全、不登校対策
	外部専門家	スクールカウンセラー	生徒支援部	不登校対策
		スクールサポーター		

イ 役割

- （役割）
 - ◇ いじめ問題対策委員会で、いじめ防止のための年間計画を作成し、全職員に周知する。
 - ◇ いじめの相談・通報の窓口及び情報の収集・記録は、特定の分掌に限定せず、全職員がその門戸を開放し、常に意識をもって当たる。
 - ◇ いじめの判断や対応については、学級担任などの個人の教員だけに任せるのではなく、学年組織や生徒指導部（主に生徒指導委員会や不登校対策委員会）との連携、いじめ問題対策委員会での検討を入れながら、組織的に行う。
 - ◇ PDCA サイクルをもとに、年間計画に基づく各活動を学期ごとおよび年間を通して反省・総括し、次の学期及び来年度に生かしていく。

- （開催）年間を通して、定期的に中核となる委員会を開催する。
 - ◇ 生徒指導委員会を毎週、時間割の中に位置づけて開催する。
 - ◇ 不登校対策委員会を原則隔週、時間割の中に位置づけて開催する。
 - ◇ いじめ問題対策委員会を月1回開催する。
 - ◇ 必要があれば、臨時または緊急に上記の各委員会を開催する。

（３）関係機関との連携

- 必要に応じて、警察への相談・通報し、連携していじめ問題に対応する。
- 必要に応じて、飯塚市いじめ問題対策連絡協議会に連絡し、連携していじめ問題の解決に当たる。
- 必要に応じて、要保護児童対策連絡協議会と連携をとっていじめ問題の解決に当たる。
- 必要に応じて、学校警察連絡協議会と連携し、いじめ問題の解決に当たる。
- 必要に応じて、校区教育相談ネットワーク会議に相談し、有効な対策を探っていく。

（４）報告体制

- いじめ発見にかかわる各種アンケートについては、まず学級担任が内容を把握・整理し、学年職員の中で問題状況及びそれに対する対応を明らかにする。
- アンケート以外の生徒の状況については、各教員間で日常的に情報交流を密にとる。いじめもしくはいじめにかかわる状況が感じられる場合には、学級担任、生徒指導担当教員、学年主任が問題状況を整理し、問題点及び対応を検討する。
同時に、生徒指導委員会にもその内容を報告し、必要な検討を行っていく。

（５）教員研修

- 学校のいじめ防止基本方針の共通理解を図る研修会を行う（１学期）。
- 専門家を招聘した研修会（スクールカウンセラーも含む）を実施する（基本夏期休業中）
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会を行う（２学期）。

（６）いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組

ア いじめの防止の取組

- 生徒指導の視点に立った授業づくりを推進する。
- 社会性の育成に向けた取組を系統的に行う。
… 特に学活や道徳の中で、SEL-8S やソーシャルスキルトレーニングや構成的エンカウンターなどを積極的に取り入れていく。
- 生徒会活動、体験活動、学級活動、校長による講話
- ６月を人権強調月間として、人権作文や人権標語等の取組を行う。

イ いじめ早期発見の取組

- 「いじめに特化したアンケート」や「学校生活アンケート」を、年間を通して定期的に実施する。
- 教育相談週間の設定（教育相談アンケートに基づく全生徒対象の個人面談もしくは三者面談）する。
各学期１回。３学期は、ピックアップ生徒対象。
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用した家庭と連携した早期発見の取組の実施
- いじめ防止のための年間計画を作成する。
- 相談ポストを設置する。

ウ いじめへの対処への取組

- いじめに対する基本姿勢
いじめは「いじめる側が悪い」という姿勢でいじめの解決に当たる。いじめられる側にも原因があるという考え方には立たない。人間関係がうまくいかないというレベルといじめというレベルを仕分

けし、いじめはいじめる側が悪いという姿勢を貫く。

いじめた側がきちんと反省し、いじめをしないで（しなくても）生活できるような指導・支援にも気を配る。また、いじめの構造を認識し、いじめを助長している側、見て見ぬふりをしている側への指導も入れていく。

当然いじめをなくしていこうとしている側への支援・応援も行っていく。

《いじめについての7つの立場》

- ◇ 差別する側（直接的に）・・・すすんで、いやいやながら
（間接的に）・・・はやす、無関心、否定的に眺める
- ◇ 差別される側
- ◇ 差別をなくす側

- 1次・2次・3次対応による支援と指導（別紙参照）
（いじめを受けた側への支援、いじめを行った側への指導、保護者への助言）
- 必要に応じて、市町村の支援チーム・県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用を図る。
- 必要に応じて、警察との連携を図る。

エ 重大事態への対処

- 以下の重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、いじめ問題対策委員会を開き、公立性・中立性の観点から事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
 - ② いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合などは迅速に対応する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

（7）ネット上のいじめ対応

- 「情報モラル教育」を実施する。
- 「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を実施する。

（8）教育相談体制

- 日常の教育相談の充実
 - ◇ 日常の交流を大切にしていく。
 - ◇ 交流ノート（学年によって名称が違う）による交流・相談
- 教育相談ポストの設置と周知
- スクールカウンセラー等の配置
- 子どもホットライン24などの窓口の周知

（9）保護者・地域等への働きかけ

- PTA行事（成人講座や学年懇談会等）におけるいじめ問題に関する研修会等の実施
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用
- 学校いじめ防止基本方針の周知

（10）取組状況の評価

- 各学期の取組を評価・分析し、次の学期及び来年度に行かしていく。

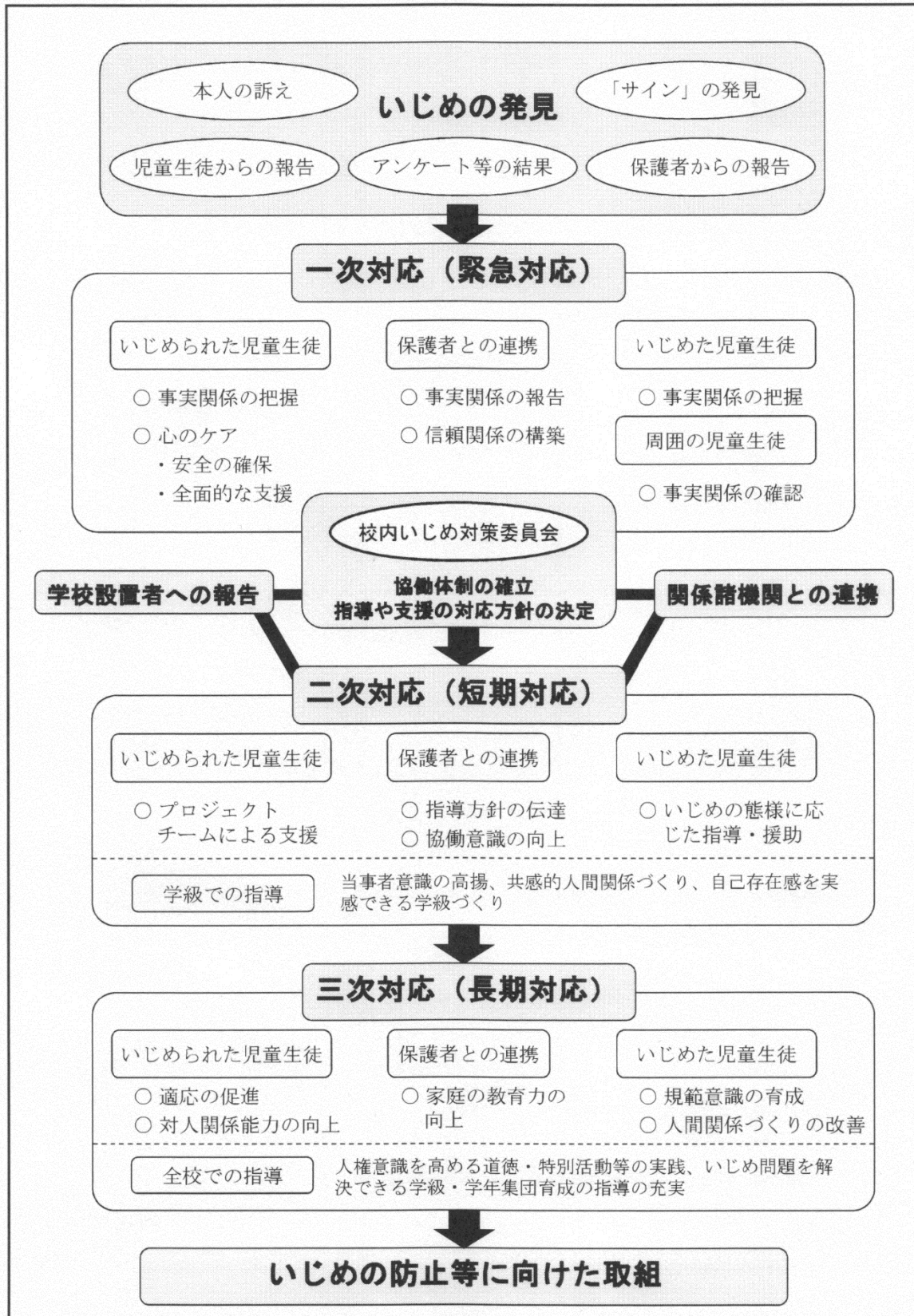
（11）学校評価・教員評価

- アンケート等による学校評価を行い、その評価を今後の実践に役立てる。

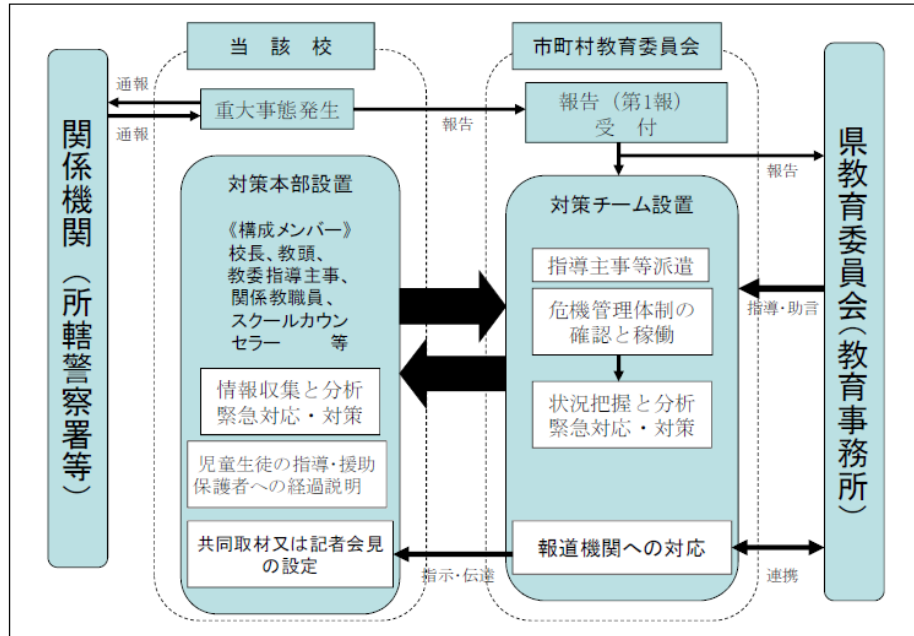
(12) 年間計画 ※アンケート数の縮小を検討する。また、不登校に特化した FF 調査を一部導入予定。

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回、◆学期1回、●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	いじめに対応する教育 活動の推進 (●年間)	評価・分 析の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在 り方」の生徒への周知 ●生活ノート●相談ポスト	*いじめ問題対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告 の在り方」の職員研修 *生徒指導委員会 *不登校対策委員会	●いじめを生まない教 育活動の推進	
5月	◆「学校生活アンケート」の実施 ◇「いじめに特化した無記名アン ケート」の実施 ・個人面談(ピックアップ生徒)	*いじめ問題対策委員会 *生徒指導委員会 *不登校対策委員会		
6月	◆「 <u>学級力向上の取組</u> 」の実施① ◆「教育相談アンケート」の実施	*いじめ問題対策委員会 *生徒指導委員会 *不登校対策委員会		
7月	◆「教育相談・三者面談週間」の 設定 ◇「いじめに特化した無記名アン ケート」の実施	*いじめ問題対策委員会 *生徒指導委員会 *不登校対策委員会		・1学期 の取組を 評価・分 析
8月		・特別支援教育の視点にた つ生徒理解の研修会 ・専門家を招聘した研修会		
9月	◇「学校生活アンケート」の実施	*いじめ問題対策委員会 *生徒指導委員会 *不登校対策委員会		
10 月	◇「いじめに特化した無記名アン ケート」の実施 ◇「不安や悩みに関するアンケート」 をタブレットで実施	*いじめ問題対策委員会 *生徒指導委員会 *不登校対策委員会	・家庭において、早期発 見のための「保護者用い じめチェックリスト」の 配布、回収(小中) ※名前記入してもらう	
11 月	◇「いじめに特化した無記名アン ケート」の実施 ◆「教育相談アンケート」の実施	*いじめ問題対策委員会 *生徒指導委員会 *不登校対策委員会		
12 月	◆「教育相談・三者面談週間」の 設定 ◆「 <u>学級力向上の取組</u> 」の実施②	*いじめ問題対策委員会 *生徒指導委員会 *不登校対策委員会	・「いじめ早期発見・早 期対応リーフレット(家 庭向け)」の配布	・2学期 の取組を 評価・分 析
1月	◇「学校生活アンケート」の実施	*いじめ問題対策委員会 *生徒指導委員会 *不登校対策委員会		
2月	◇「いじめに特化した無記名アン ケート」の実施 ◆「教育相談アンケート」の実施	*いじめ問題対策委員会 *生徒指導委員会 *不登校対策委員会		
3月	◆「教育相談」の実施(該当者) ◇「学校生活アンケート(新年度に向けて の内容も入れて)」の実施	*いじめ問題対策委員会 *生徒指導委員会 *不登校対策委員会		・年間の 取組を評 価・分析

【図Ⅲ－４ いじめの問題への対応の手順】

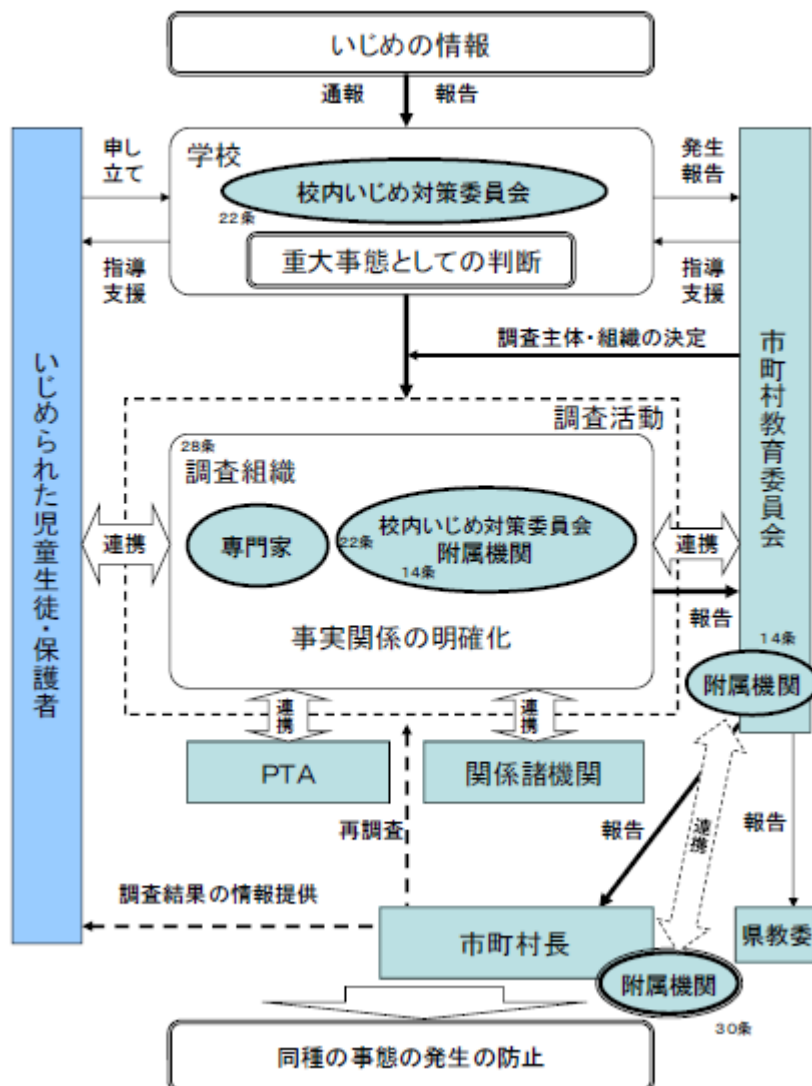


【図Ⅲ－12 危機管理体制の整備】



【図Ⅳ－1 重大事態への対応体制】

重大事態への対応(市町村立学校)



⑭ 学校施設・設備についての点検

1 安全点検

ア 目的

学校環境における危険な状態の有無について計画的・継続的に点検し、危険箇所を早期に発見、整備することにより、生徒の安全を確保する。

イ 時期

毎月 1 日（休日の場合はその翌日）を定期点検日とする。

その他、体育的行事の前後、災害時に臨時点検を行う。

ウ 点検区域分担表・チェックリスト

学校安全担当者が毎年作成する。

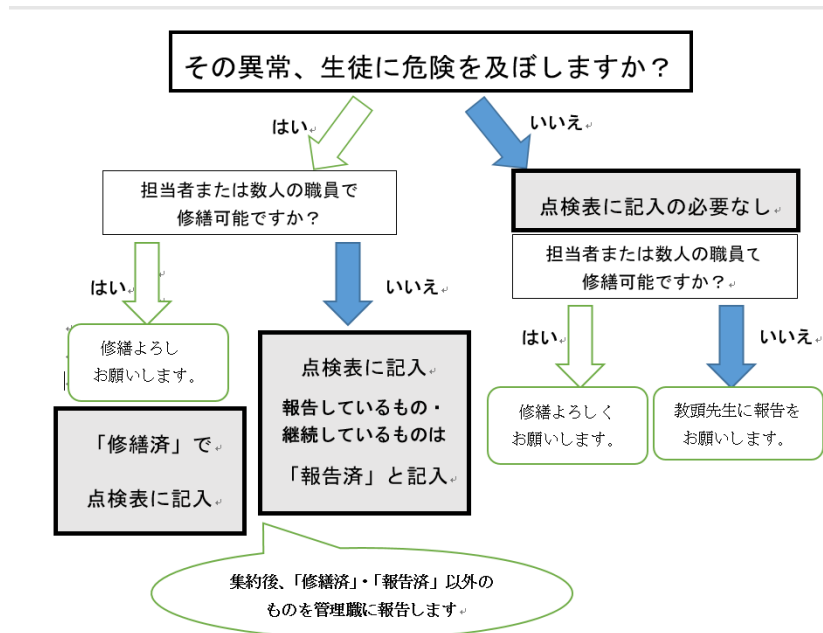
エ 方法

- 担当の場所を、授業の空き時間や放課後を利用しておこなう。
- チェックリストの項目ごとに異常・危険箇所の有無を記入する。

オ 事後措置

- 安全点検の結果、発見された危険箇所は、点検者で対処、修繕できるものは速やかに行う。
点検者による対処・修繕が難しいときは教頭に報告する。
- 措置の内容
 - ・危険物の除去（小石、ガラス片、不要な釘等）
 - ・使用上の注意や指示の明示（貼り紙、看板等）
 - ・修繕、取り替え、使用禁止

2 危険箇所発見フローチャート



救急車の呼び方

- 1 119番にかける。
- 2 「救急車をお願いします。」
「飯塚市立幸袋中学校で事故が発生しました。」
「事故の内容は、～です。(けが人の状況や人数を説明する。)」
- 3 「住所は、飯塚市中730番地1電話番号は、0948-22-2924です。」

救急車要請の基準

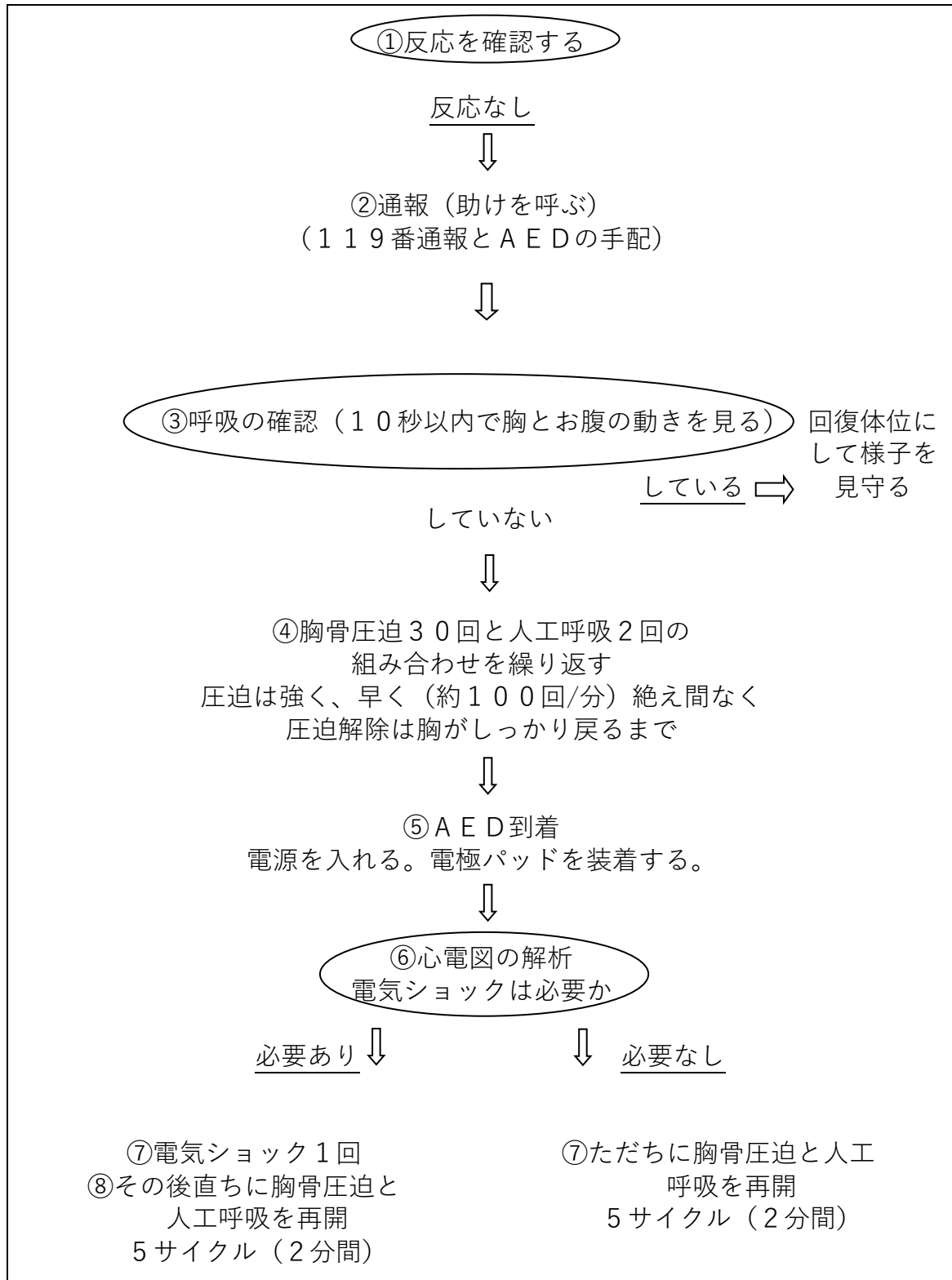
- ・意識喪失が持続する ・ショック状態が持続する ・けいれんが持続する
- ・激痛が持続する ・多量の出血を伴うもの ・広範囲の火傷
- ・その他必要が生じたとき

○119番通報すると各消防本部(司令室)につながります。最寄りの消防署にはつながりません。

救急車を要請する場合	
司令室の問い合わせ	通報者の通報内容
〇〇消防本部、火事ですか、救急ですか。	救急です。
どうしましたか。	【急病の場合】 例) ・会議中に同僚が割れるような頭痛を訴えています。 ・喘息のある中学生が、先ほどから息苦しさを訴えています。 【けがの場合】 例) ・生徒(13歳)が階段から転落し、頭から血を流しています。 ・生徒が車に跳ね飛ばされ、呼びかけても反応がありません。
住所を教えてください。	(学校) 飯塚市中730番地1
あなたの名前と電話番号を教えてください。	名前は〇〇です。電話番号は〇〇です。
わかりました、救急車を向かわせます。	なお、サイレンについては、学校に近づいた際には消してください。他の児童生徒の動揺を防ぐためです。すみませんがよろしくお願いします。

救命措置

救命措置の流れ（心肺蘇生法とAEDの使用）



熱中症対応フロー

